

盛岡地区広域消防組合監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により行った定期監査の結果に係る措置について、同条第14項の規定に基づき管理者から別添のとおり通知があったので、同項の規定により公表する。

令和7年11月26日

盛岡地区広域消防組合

監査委員 熊谷  
同 高橋 宏



令和7年度定期監査結果に基づく措置状況

| 課等名    | 指摘事項                                                | 指摘事項の措置状況                                                                                                                                                                                                                              |
|--------|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 警防課    | 物品購入の支出において、決裁区分に誤りのある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。       | 専決事項（管理者の権限に属する事務の専決及び代決に関する規程第6条）について再確認した。<br>原因は、当該業務従事者による管理者の権限に属する事務の専決及び代決に関する規程第6条の認識不足、決裁経由者及び決裁権者の確認不足である。<br>今後は、複数の職員で支出事務の執行内容を確認し、管理者の権限に属する事務の専決及び代決に関する規程の遵守の徹底を図る。                                                    |
| 盛岡西消防署 | 業務委託の契約において、契約方法に誤りのある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。       | 担当係全員で指摘事項を確認後、「地方自治法施行令」及び「盛岡地区広域消防組合財務規則」により契約方法について理解するとともに、適正な事務の執行について再確認し、再発防止を図った。<br>原因は、担当者及び決裁者の確認不足である。<br>今後は、契約事務が伴う事業について、「地方自治法施行令」及び「盛岡地区広域消防組合財務規則」により予算措置額に基づく契約方法等の確認を徹底するとともに、係長、主査、主任及び担当者によるチェック体制を強化し、再発防止に努める。 |
| 雫石分署   | 医療用品の管理に当たり、購入している物品の記載のない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。   | 医療用品受払簿の記載の誤りを訂正し、適正な事務処理の執行について周知徹底した。<br>原因は、当該事務従事者が、検収日に医療用品受払簿の記載を失念したほか、総務担当及び警防担当の確認不足によるものである。<br>今後は、事務従事者は検収日に医療用品受払簿へ確実に記載し、在庫数と医療用品受払簿の記載内容が一致しているか分署長及び分署長代理が毎月確認を行い、チェック体制を強化することにより再発防止に努める。                            |
| 紫波消防署  | 医療用品の管理に当たり、医療用品受払簿の記載に誤りのある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。 | 医療用品の記載に誤りがあったため、訂正をする。<br>原因は、購入した物品（採血用穿刺器具採血針）30本の納品を確認したのち、救急車に5本を積載し、その数量を差し引いた25本をまとめて医療用品受払簿の受払欄に記載したことによるものである。<br>今後は、医療用品を購入及び救急車に積載した場合は、その都度医療用品受払簿に確実に記載するとともに、支出命令書（写）及び請求書（写）を添付して確認者の確認を受ける。                           |